

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合個人情報保護規程

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合個人情報保護規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）が保有する個人情報について、その適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、法人の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

2 この規程において「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

(1) 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

3 この規程において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

4 この規程において「保有個人データ」とは、法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつて、次に掲げるものを除くもの又は6月以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。

5 この規程において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第3条 法人は、個人情報を取り扱うに当たってはその利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

（利用目的による制限）

第4条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（適正な取得）

第5条 法人は、偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。

（取得に際しての利用目的の通知等）

第6条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することのできない方式で作られた記録を含む。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

3 前項の利用目的を明示するため、広報誌及びホームページ等に別記第1一般財団法人鹿児島県教職員互助組合「個人情報保護に関するガイドライン」を掲載するものとする。

（データ内容の正確性の確保）

第7条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めなければならない。

(安全管理の措置)

第8条 法人は、その取り扱う個人データの漏えい・滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、法人から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合についても準用し、別記第2「個人情報を取り扱う事務の委託基準」により取り扱う。

3 法人は、利用目的に照らし、必要がなくなった保有個人情報を、確実に速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、特別に保有する必要があるものについては、この限りではない。

(従業者の監督)

第9条 法人は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第10条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のため特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 法人は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態においては、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
 - (2) 第三者に提供される個人データの項目
 - (3) 第三者への提供の手段又は方法

- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第11条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

(1) 法人の名称

(2) すべての保有個人データの利用目的

- 2 法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知するものとする。ただし、利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対しその旨を通知しなければならない。

(開示)

第12条 法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの開示を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 法人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

- 3 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(訂正等)

第13条 法人は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を求められた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく調査を行い、その結果に基づき内容の訂正等を行うものとする。

- 2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(利用停止等)

第14条 法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データが規定に違反して取り扱われているという理由、又は違反して取得されたものであるという理由によって、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、是正に必要な限度で、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難であり、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

2 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき、若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、その旨を通知しなければならない。

(苦情の処理)

第15条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(委 任)

第16条 この規程に定めるもののほか、個人情報保護に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合「個人情報保護に関するガイドライン」

一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「互助組合」という。）は、組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、鹿児島県条例により1951（昭和26）年設立され、組合員の福利厚生に関する様々な事業を行っています。

組合員に関する個人情報の取扱いについて、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合個人情報保護規程第6条第3項の規定に基づき対応を記載しましたのでご了承くださいますようお願いします。

また、互助組合では各給付金の請求、貸付金の申込み及び退教互加入やその他の申請に当たって作成される文書に記載された個人情報及びインターネットを經由して寄せられたメールアドレス等については、個人情報保護法等の法令及び一般財団法人鹿児島県教職員互助組合個人情報保護規程に基づき厳格に取扱います。

1 個人情報の取得及び利用目的

個人情報の取得及び利用に関しては、適正な方法で必要最小限のものとし、事業の目的を達成するための範囲内で個人情報を取扱います。主な利用目的と個人情報は下記のとおりです。

- (1) 会員証・宿泊利用補助券の発行、掛金・積立金算出、給付金及び貸付金等審査に係わる個人情報
- (2) 給付金・貸付金等の送金に係わる個人情報
- (3) 文書の発送及び連絡に係わる個人情報
- (4) その他事業の推進において必要な情報の運用等に係わる個人情報

2 適正な管理及び安全の確保

組合員の個人データを正確に最新の状態に保つとともに、個人データの漏えい・滅失・き損の防止その他の個人データの安全管理に必要な措置を行います。

また、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行います。

3 第三者提供の制限

本人の同意を得ないで互助組合以外の第三者への個人データの提供は原則として行いません。ただし、法令に基づく場合や、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合等はこの限りではありません。

4 情報の開示・訂正

組合員又はその関係者から本人に係わる、保有個人データに関し、開示又は訂正等の申請があった場合は、本人又は代理人であることを確認した上で、開示又は訂正等を行います。

個人情報を取り扱う事務の委託基準

1 趣 旨

この基準は、一般財団法人鹿児島県教職員互助組合（以下「法人」という。）が、個人情報を取り扱う事務を法人以外の者に委託する場合において、一般財団法人教職員互助組合個人情報保護規程第 8 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により受託者が個人情報の保護のために講ずべき措置を契約上義務付けるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる委託

この基準の対象となる委託は、法人が個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を法人以外の者に依頼する場合のすべてをいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約を含むものとする。

3 委託に当たっての留意事項

法人が個人情報を取り扱う事務を法人以外の者に委託するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、別紙「個人情報取扱特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守できる者を選定すること。
- (2) 入札に当たっては入札の前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に個人情報保護に関する特記事項があることを相手先に周知すること。
- (3) 受託者に対して、委託の内容に応じて個人情報の利用目的及び利用範囲等を明確に示し、受託者が目的以外に利用することがないようにすること。
- (4) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。

4 契約に当たっての措置

個人情報を取り扱う事務の委託に係わる契約に当たっては、委託契約書に下記のとおり受託者が特記事項の内容を遵守すべき旨を記載するものとする。ただし、契約書本文中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

なお、契約書等の書面を作成しない契約の場合には、特記事項を契約事項として受託者に交付するものとする。

[委託契約書記載例]

(個人情報の保護)

第○条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(注) 「乙」は委託契約の受託者

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

（保有の制限等）

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（適正管理）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(実地調査)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指 示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(注) 1 「甲」は委託者である一般財団法人鹿児島県教職員互助組合を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

